○　海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施しているところ、必要があると認めるときはそれらを確実に実施できるよう、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築に努めていく。
○　法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。

5　死体の検案及び解剖の実施体制の充実

⑴　検案の実施体制の充実

○　日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。（再掲）
○　厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、５年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等の検視・調査への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。（再掲）
○　厚生労働省において、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、日本医師会が開催する大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修会への参加を、医療関係団体等を通じて広く医師に対して働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材の提供に努めていく。（再掲）
○　厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。（再掲）
○　厚生労働省において、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度の創設を検討する予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。（再掲）
○　厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、５年後を目途に、日本医師会内の検討会において、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成していく。（再掲）
○　検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。（再掲）
○　厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。
○　厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について、今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ検討する。
○　我が国の死亡診断書（死体検案書）については、「死亡の原因」欄は世界保健機関（ＷＨＯ）が定めたルールに基づき記載する様式としている。厚生労働省において、今後、「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についても研究を進め、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体について検討する。
○　文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めていく。

⑵　解剖の実施体制の充実

○　厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。（再掲）
○　政府において、地方に対し、その地域の状況を踏まえ、必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っていく。
○　文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めていく。（再掲）
○　厚生労働省において、歴史的経緯において一部地域に監察医が置かれている状況などに鑑み、今後の死因究明に係る実施体制の充実状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見も踏まえて、その在り方について検討する。

6　薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

⑴　薬物及び毒物に係る検査の活用

○　厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。（再掲）
○　警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備に努めていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関と連携を図っていく。（再掲）
○　警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実に努めるとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査が確実に実施されるように努めていく。
○　警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行っていく。（再掲）
○　海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、必要があると認めるときは確実に薬毒物に係る定性検査を実施するよう努めていく。
○　文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めていく。（再掲）

⑵　死亡時画像診断の活用

○　厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。（再掲）
○　厚生労働省において、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度の創設を検討する予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。（再掲）